

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公開番号】特開2002-339481(P2002-339481A)

【公開日】平成14年11月27日(2002.11.27)

【出願番号】特願2001-142047(P2001-142047)

【国際特許分類】

<i>E 04 B</i>	2/56	(2006.01)
<i>E 04 B</i>	2/94	(2006.01)
<i>E 04 F</i>	13/08	(2006.01)
<i>E 04 F</i>	13/21	(2006.01)

【F I】

<i>E 04 B</i>	2/56	6 0 1 A
<i>E 04 B</i>	2/56	6 0 1 B
<i>E 04 B</i>	2/56	6 0 4 B
<i>E 04 B</i>	2/56	6 2 2 C
<i>E 04 B</i>	2/56	6 2 2 H
<i>E 04 B</i>	2/56	6 4 2 E
<i>E 04 B</i>	2/94	
<i>E 04 F</i>	13/08	Y
<i>E 04 F</i>	13/08	1 0 1 B
<i>E 04 F</i>	13/14	1 0 2 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月18日(2008.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

なお、上記の取付け構造を形成するに際しては、係止部材4のALCパネル1に対する締付けトルクのバラツキができる限り小さくすることが望ましい。係止部材4のALCパネル1に対する締付けトルクのバラツキを小さくすることによって、建物躯体2の変形にALCパネル1をより一層バランスよく追従させることができ、本発明の効果を最大限に発現させることが可能となる。例えば係止部材としてスクリュウを使用し木造躯体にALCパネルを取付ける場合のタッピングトルクは、196~1960N·cm、特に686~1176N·cmであり、1枚のALCパネル内でのタッピングトルクのバラツキを±10%とすることが望ましい。ここで、スクリュウのタッピングにおいては、トルクが設定可能で一般的に入手しやすい充電式ドリルを使用することが好ましく、これによりタッピングトルクのバラツキを小さくできると共に、施工現場での優れた作業性を確保することができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

また、タッピング・スクリュウ4としては、頭部の直径が11.5mm、首下直径が5.

5 mm、長さが60mmのものを使用し、各貫通孔に対し充電式ドリルを用い、タッピングトルク784N·cmでねじ込んだ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0045

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0045】

[比較例1]実施例1において、ALCパネルにあらかじめ貫通孔を形成することを省略し、木造躯体に対し横積みしたALCパネルにおける実施例1と同じ個所に、実施例1と同様のタッピング・スクリュウをそれぞれ充電式ドリルを用い、タッピングトルク784N·cmで直接ねじ込むことにより取付け構造を形成し、このように形成した取付け構造のALCパネル側全表面に、実施例1と同様のせっ器質タイル6の776枚を、シリコン系有機弹性接着剤を使用して等間隔に張り付けることにより、図8に示したALCパネル壁構造を構成した。